

# 令和3年度 田代小学校「いじめ防止基本方針」



## いじめ撲滅を目指す学校のチェックポイント

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察へ通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### (2) 児童・生徒間のいじめ発見のチェックポイント10

- ① 持ち物が頻繁になくなったり、壊されたり、落書きされたりしていないか。
- ② 掲示物・作品・写真などにいたずら書きがされたり、傷つけられたりしてはいないか。
- ③ 表情が暗く、おどおどしたり、ふさぎこんだりして元気がない様子はないか。
- ④ わざとはしゃいだり、視線を合わせなかったりすることはないか。
- ⑤ 学校に来たがらなかったり、遅刻や早退が多かったりすることはないか。
- ⑥ 不快に思う呼び方を友達からされていることはないか。
- ⑦ 発信すると嘲笑されたり、からかわれたりすることはないか。
- ⑧ 急に学習意欲がなくなったり、気持ちが不安定になったりすることはないか。
- ⑨ 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりすることはないか。
- ⑩ 独りでポツンとしていたり、逆に特定のグループと常に行動を一緒にしていたりすることはないか。

### (3) いじめに対する教師・学校の対応チェックポイント10

- ① 学校組織が人権意識をもち、いじめを根絶する意志をもっているか。
- ② 担任する学級や学年では、いじめがないと根拠のない認識をもっていないか。
- ③ いじめかもしれないと感じても、教師間で話題にしないことはないか。
- ④ いじめられる子ども側にも、原因があるという見方で対応してはいないか。
- ⑤ 被害者・加害者の双方の言い分が違うという理由で、指導が中断することはないか。
- ⑥ 児童・生徒の様子に変化があっても、確認しないですますことはないか。
- ⑦ 仲直りした、謝罪したことをもって、その後のケアや指導を怠ることはないか。
- ⑧ 学校での児童・生徒の様子の変化はすぐに家庭に伝え、保護者と連携しているか。
- ⑨ 必要があると判断した場合は、警察や相談機関と連携するなど、素早く対応しているか。
- ⑩ 日頃から、人権教育や道徳教育などの場面を活用した、いじめに対する間接的な指導を行っているか。

### (4) いじめ解消のチェックポイント

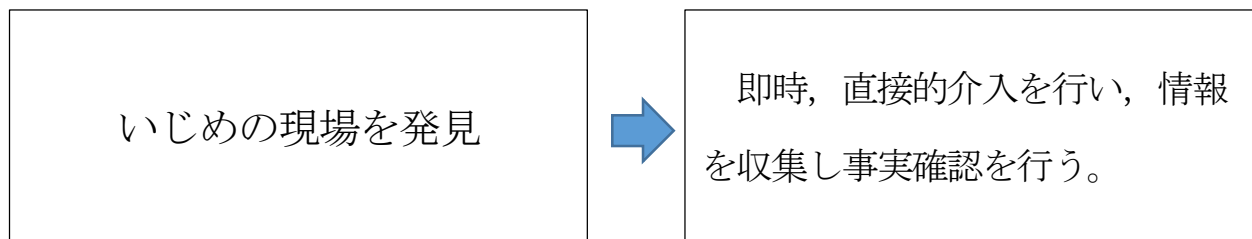
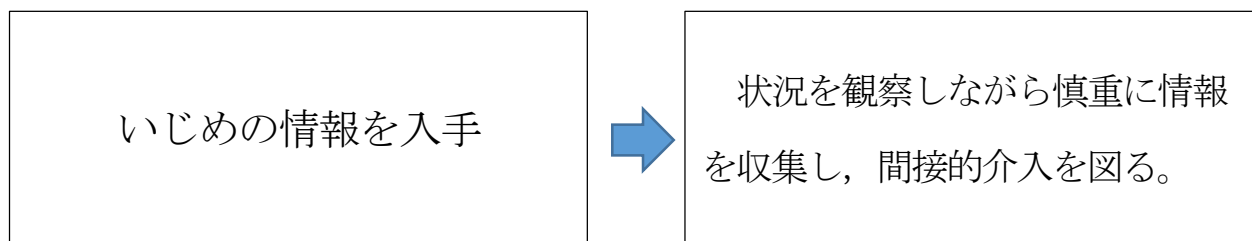
いじめがなくなったと判断するのは、以下の2つを満たすことが条件である。

「いじめ防止基本方針」

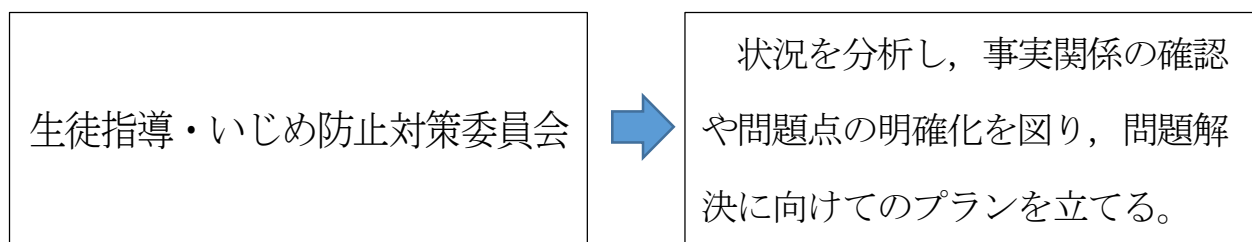
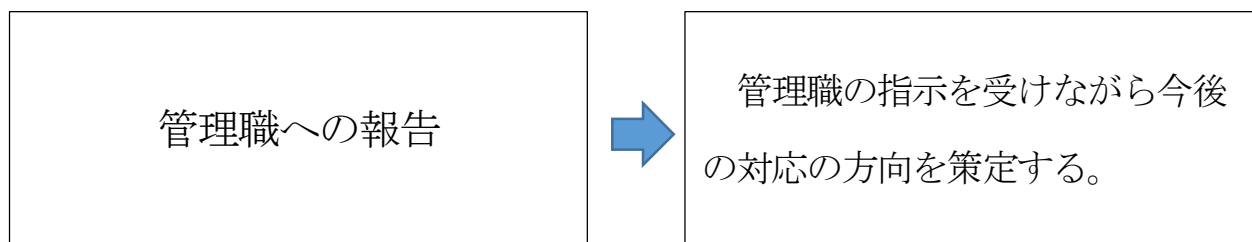
- いじめが止まっている状態が継続していること。（3か月が目安）
- 被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

## いじめへの具体的対応（基本的な流れ）

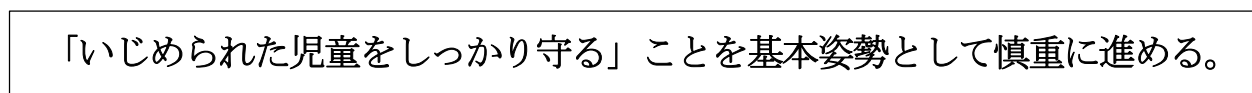
### (1) いじめの情報入手時及び発見時の具体的対応



### (2) 管理職への報告と心の教育推進委員会



### (3) 指導方針に沿った調査・指導・援助



## いじめへの早期対応について

### (1) いじめられた児童への対応

- ア いじめられている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- イ 決して一人で悩まず、必ず親や教師の誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ウ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくり児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- エ 児童の長所を積極的に見付け、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通してやる気を起こさせ自信をもたせる。
- オ いじめられている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置などの、弾力的な運用を図る。
- カ 仲直りをして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細かに継続して見守る。
- キ 少なくとも3か月は、被害・加害児童の様子を注視する。被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められた場合のみ、いじめに関わる行為が止んでいると判断する。

### (2) いじめた児童への対応

- ア いじめられた児童生徒の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別の関わりを継続する。
- イ 当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聞き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ウ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面にでていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- エ いじめた児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、何がいじめであるかを分からせる。
- オ いじめた児童の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- カ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、その時の指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- キ 十分な指導をしたにもかかわらず、なおいじめが継続する場合には、いじめられている児童を守るために、いじめる児童に対する厳しい対応策（例：出席停止等）をとる。また、厳しい対応措置を講じた児童には、立ち直りのための個に応じた指導を工夫する。
- ク 別の場面では、いじめの被害者である場合がある。その行為に及んだ背景の理解に努める。